

千葉県認知症対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症の人やその家族を支え、認知症になっても安心して生活ができる地域社会の実現に向け、適切な医療やケアの提供、相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等の総合的な認知症対策を推進するため、千葉県認知症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 保健・医療・福祉・介護等における関係機関・団体及び行政の認知症対策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集に関すること。
- 二 保健・医療・福祉・介護等における関係機関・団体及び行政の役割分担の調整や連携体制の構築に関すること。
- 三 その他、総合的な認知症対策を推進するに当たり必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、県が就任を依頼する委員をもって組織する。

- 2 委員の構成は、医療関係者、認知症ケアに関する有識者、認知症高齢者の家族等の意見を代表する者、福祉事業関係者、介護事業関係者等及び行政担当者とする。
- 3 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。
- 5 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて県が招集する。

- 2 協議会を欠席する委員は、書面により指定する者を代理として協議会に出席させることができる。
- 3 県は、協議事項の具体的内容に応じて、協議会委員以外の第三者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(会議結果の公開)

第6条 協議会の会議結果については、協議会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後県ホームページに掲載するものとする。

(作業部会)

第7条 協議会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、協議会に検討の経過及び結果を報告する。
- 3 作業部会は、県が就任を依頼する委員をもって構成する。
- 4 作業部会の運営に関しては、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合、これらの規定中の「協議会」は「作業部会」、「会長」は「作業部会長」、「副会長」は「副作業部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会及び作業部会の事務局は、健康福祉部高齢者福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び作業部会に関し、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。